



### 三和資料館館蔵資料展

#### ■館蔵資料にみる幕末・明治～第2部：戊辰戦争から廃藩置県～

平成30年の明治改元150年に合わせて、黒船来航から廃藩置県まで、幕末・明治の様子を館蔵資料により概観する第2部の展示です。

日時 11月1日(水)～12月26日(火)午前10時～午後6時

場所 燦SUN館

入館料 無料

休館日 11月20日(月)・24日(金)・30日(木)

問 燦SUN館☎75-1511

#### 内容

【第1部】小中学生による人権尊重の社会に向けた作文の発表

【第2部】人権講演会

テーマ：「刑を終えて出所した人の人権～罪を犯してしまった高齢者・障がい者が立ち直るために～」

講師 酒寄学氏(茨城県地域生活定着支援センター長)

定員 200人

費用 無料

申込期限 11月10日(金)☎

申込 問 ☎生涯学習課

帳(旧日光街道コース)にスタンプを押印(一部)しながら歩きます。

日時 11月18日(土)午前9時30分集合 [雨天決行]

集合場所 古河歴史博物館前

見学場所 お茶屋口跡～(中道)～諏訪郭～御成門～桜町通り～古河城本丸跡～桜門跡～追手門跡～江戸町～元着町～本陣・高札場跡～二丁目～曲の手通り～横町～松原出口と枳形跡など

定員 30人(先着)

費用 100円(保険料、スタンプ集印帳代。当日納入)

担当課 ☎観光物産課

申込期間 10月21日(土)～31日(火) [午前10時～午後3時] ☎

申込 問 古河市観光ボランティアガイド協会(JR古河駅構内古河市観光案内所)☎30-3434

### 人権について考える会

日時 11月16日(木) 午前10時～正午

場所 中央公民館

### 古河歴史散歩～第2回 将軍が通った道を歩く～

徳川将軍の日光社参の際、古河城は将軍の御泊城となりました。今回将軍が通った道を「まぐらがの里散歩道スタンプ集印

## 平成30年分以降の収入について配偶者控除および配偶者特別控除が変更されます

税制改正により、平成30年分(平成31年度課税の市・県民税)以降の収入の配偶者控除および配偶者特別控除が次のとおりとなります。 問 ☎市民税課

#### ■配偶者控除を受けられる人の所得に上限が設けられました

配偶者控除を受けようとする人の所得が900万円以下の場合は、改正前と同様です。

900万円以上の人については、段階的に控除額が下がり、1,000万円以上の方は配偶者控除が適用されません。

※配偶者の合計所得38万円以下の条件は変更ありません。

配偶者控除を受けられる人の合計所得	市・県民税の控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	なし	なし

#### ■配偶者特別控除の適用が拡大されました

配偶者特別控除の適用上限となる所得が76万円未満でしたが、改正により123万円以下まで適用額が引き上げられました。

※所得に応じた控除額の減額対象額が所得85万円以上(給与のみの収入の場合150万円)から適用されます。

※配偶者控除と同様に、控除を受けようとする人の所得により控除額が減額されます。

